

オープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提として見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連番号	件名	納入(履行)場	納入(履行)所	納期(履行期限)	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積り合わせの日時	防衛省競争参加資格	備考
1	菌検索(直接回収)	徳島駐屯地	徳島駐屯地	8.4.1~9.3.31	8.2.24	8.3.3 0900	8.3.3 0900		
		以下余白							

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒779-1116 徳島県阿南市那賀川町小延413番地1
 住 所 陸上自衛隊徳島駐屯地 第348会計隊徳島派遣隊 (担当：中村)
 契約機関名 0884-42-0991 (内線：349)
 電話番号 0884-42-0993
 FAX 番号

オープンカウンター補足説明

1 契約条項を示す場所

徳島駐屯地第348会計隊徳島派遣隊において示す。

2 見積合わせの場所及び日時

- (1) 場 所：陸上自衛隊徳島駐屯地第348会計隊徳島派遣隊 事務室
- (2) 日 時：令和8年3月3日（火）09時00分（一連番号1）

3 説明会

実施しない。

4 見積方法

見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額（外税）を記入すること。

5 見積決定方法

単価

見積決定にあたっては、単価金額が最低の価格の見積書をもって申込した者を契約の相手方とし、当該金額の10%（軽減税率対象項目については8%）当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって決定金額とし、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象項目については108分の100）を記載すること見積金額が当隊所定の予定価格の範囲内の最低価格の見積を決定者とする。なお、見積決定者となるべき最低価格の見積が2名以上ある場合は抽選により見積者を決定する。

6 契約書の作成

- (1) 契約金額が100万円以上の場合は請書を、250万円以上の場合は契約書を作成する。契約書の記載要領については、落札決定後に説明する。
- (2) 適用する条項は下記の条項を適用する。
 - ア 基本契約条項
役務請負特約条項
 - イ 特約条項
談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、
単価契約に関する特約条項。

7 その他

- (1) 入札及び契約心得は、中部方面隊ホームページ内の標準入札心得による。
- (2) この見積に関する公告及び陸上自衛隊オープンカウンター方式実施要領は陸上自衛隊徳島駐屯地 第348会計隊徳島派遣隊に掲示しています。
また、陸上自衛隊中部方面隊ホームページ
<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲載しています。
- (3) 見積書は、随時第348会計隊徳島派遣隊事務所において配布します。
- (4) 規格の確認及び落札後の日程等調整は、下記の連絡先までお願いします。
- (5) 問い合わせ及び連絡先

見積及び契約に関する事項

〒779-1116 徳島県阿南市那賀川町小延413-1

陸上自衛隊徳島駐屯地 第348会計隊徳島派遣隊契約班 担当：中村

TEL 0884-42-0991（内線349）

FAX 0884-42-0993

仕 様 書

		仕様書番号	1
調達要求番号	6RV01CM0001	作成部隊	徳島駐屯地業務隊衛生科
作業件名	菌検索（直接回収）	作成年月日	令和8年 1月16日

- 1 回収場所：徳島県阿南市那賀川町小延413-1 陸上自衛隊徳島駐屯地
徳島県板野郡松茂町住吉字住吉開拓38番地 陸上自衛隊北徳島分屯地
- 2 検査期間：令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
- 3 検査項目：被検者の検便検査（病原性を有する腸管系細菌の保菌者検索）
- 4 対象菌種：赤痢菌・サルモネラ菌・腸管出血性大腸菌EHEC
- 5 検査方法：PCR法及び便培養法の併用による
- 6 検体数：予定数230件/年（令和7年度：概算200件）
定期の実施（原則 月1回）：約15件/回（徳島駐屯地依頼分）
不定期の実施（北徳島分屯地依頼分， 徳島駐屯地依頼分の一部）
- 7 仕様の要件：
 - (1) 検査受託機関は登録衛生検査機関であること。
 - (2) 検体容器の提供、回収、並びに検査機関への持ち込みは請負業者が実施し、予め見積金額へ含めること。
 - (3) 検体回収の方法は、直接回収を原則とするも官側の都合で回収予定日の提出に遅延が発生する場合は別日の回収もしくは郵送等による提出に対応できること。
 - (4) 定期（月1回）に検体回収を実施できること。なお、定期で検体を回収する場所は徳島駐屯地（阿南市）のみとする。
 - (5) 徳島駐屯地における臨時検体回収は、定期検体の回収に併せて実施することを基準とするも、官側の依頼により随時の検体回収に対応できること。
 - (6) 北徳島分屯地（松茂町）の検体回収はすべて不定期で実施するため、随時での検体回収に対応できること。
 - (7) その他、検査の実施、回収について、細部担当者と調整すること。
 - (8) 検体回収後速やかに検査を実施し、結果が判明次第速やかに（検体提出日より概ね2週間以内）に報告を行うこと。
- 8 報告要領：結果報告は報告書を1部作成し、郵送により送付すること。
報告書の様式は依頼施設名、検査対象（人員名）、検査年月日（期間）、検査項目、検査結果が記入されていれば、随意でかまわない。
但し、検査結果が「陽性」の場合は判定次第速やかに担当者への電話連絡にて報告すること。
- 9 担当者：徳島駐屯地 業務隊衛生科 臨床検査係（TEL 0884-42-0991 内線 332）